

図 書 局 規 約

第 1 章 名称ならびに所属

第 1 条 深川西高等学校図書館は、深川西高等学校生徒会外局に所属し、同好者によって構成される。

第 2 章 目的および活動内容

第 2 条 本局は生徒の知的関心、興味による問題解決並びに探究活動を促すため、環境整備を進んで行う。

第 3 条 活動内容は以下のとおりとする。

- ・ 広報紙の作成 ・ 図書室内の環境整備 ・ 掲示物の管理
- ・ 貸出・返却業務 ・ 各種統計の作成
- ・ 図書館行事の企画と運営 ・ 図書選定

第 3 章 組織

第 4 条 本局は次の役員を置く。役員は局員中より選出される。

局長 1 名、副局長 1 名。

第 5 条 図書館会議は必要に応じて局長が招集する。

付 則 この本規約は平成 15 年 3 月 14 日改正、平成 15 年 4 月 1 日よりその効力を発する。